

国道16号沿道元狭山地区地区計画

届出書類

地区計画の区域内における行為の届出書	1通
同意書	1通
地区計画の区域内における行為の確約書(垣・さくが未定の場合のみ提出)	1通
建築確認申請書の写し(第一面～第六面)	1通
委任状	1通
案内図	1通
配置図	1通
平面図	1通
立面図	1通
土地使用承諾書(建築主と土地所有者が違う場合のみ提出)	1通
建築確認申請書(確認検査機関に提出するもの)	正本・副本各1部

※建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに提出が必要です。(都市計画法第58条の2)

※提出していただいた届出書類は返却しません。ただし、建築確認申請書の正本・副本は、審査後に返却します。